

突発地震発生時の職員参集基準 <変更後>

情報種別 班等	震度4、震度5弱		震度5強以上
	対応	指示に基づく参集	
市長、副市長、教育長 本部長、班長及び副班長 初動班、本部班、情報班 庶務班、動員班 本部避難地班	自宅（自席）待機	対応体制の判断に基づき参集を指示された職員は出動する。	直ちにプラザおおりに出動し災对本部等を設置する。 災对本部等の業務に就くとともに、余震の発生に備える。 (副班長のうち本部に参集しない者は、各指定場所に出動する)
各班連絡員			直ちにプラザおおりに出動し、指定の業務に就くとともに、余震の発生に備える。
現地避難地班			直ちに指定の避難地(所)に出動し、指定の業務に就くとともに、余震の発生に備える。
その他の各班	① 自宅（自席）待機 ② 勤務時間外の場合、あらかじめ指定された職員は、各職場に出動し必要な業務に就くとともに、余震の発生に備える。		直ちに各職場の災对本部等の業務に就くとともに、余震の発生に備える。
備考①【危機管理課】	① 危機管理課職員は参集し「情報連絡室」を設置し、情報収集を行う。 ② 被害の有無、余震等に伴う被害発生の恐れに応じて事後の対応体制について判断する。		
備考②【施設保有部署】	施設の点検を実施し、被害等の有無を情報連絡室等に報告する。		

- (注) 1 勤務時間外に震度4若しくは震度5弱の地震が発生した場合、必用な業務のある所属は、あらかじめ出動する職員を定めておく。  
 2 市民病院、消防署等で独自の定めをする場合はこの限りではない。  
 3 交通、道路事情等で各参集場所に参集できない場合は、最寄りの避難所(地)へ出動し、各所属責任者へ連絡し指示を仰ぐ。  
 4 参集途上、市内の状況を確認し被害を確認した場所等を情報班若しくは本部班員に報告する。

※「災对本部等」は、災害対策本部、災害警戒本部または初動対応本部を言う。